

令和8年第1回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧表 令和8年3月5日(木)・9日(月)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
5 日 (木)	1	9時10分	久松純志 (P. 2)	1 本町の大規模災害を想定した災害予防に対する見解と町として対応可能なことは
	2	10時10分	間瀬宗則 (P. 4)	1 高齢者等の移動課題の解決に向けた交通と福祉の連携は! 2 胃がん検診における胃内視鏡検査（胃カメラ）の導入について
	3	11時10分	山田眞悟 (P. 7)	1 第51回衆議院議員総選挙結果を受けて町長の見解を問う 2 東浦町運行バス「う・ら・ら」のさらなる発展を願って 3 東浦中学校移転先候補用地について
	4	13時00分	大川晃 (P. 9)	1 豆搗川ジョギングコース整備について 2 生ごみの資源循環サイクルの構築について 3 新型コロナウイルス感染症に関する認識と今後の対応について
	5	14時00分	森靖広 (P. 13)	1 開かれた行政「持続可能な行財政運営」について 2 町内の公園等の照明灯LED化について 3 緒川相生交差点の渋滞対策と歩行者用信号設置について
9 日 (月)	6	9時10分	赤川操恵 (P. 17)	1 ひきこもり支援について
	7	10時10分	長坂知泰 (P. 19)	1 金属スクラップヤード等の対策について問う
	8	11時10分	秋葉富士子 (P. 22)	1 学校給食について 2 生活困窮者の住宅支援について
	9	13時00分	杉下久仁子 (P. 24)	1 職員の超過勤務時間の解消と、次世代育成支援の観点からの働き方改革について 2 ハラスメントの未然防止と信頼される相談・調査体制の構築について 3 物価高騰下における水道料金の値上げの見直しについて
	10	14時00分	前田明弘 (P. 31)	1 がんばってみえる町内の小・中学校の先生方 2 愛知県の体力テスト全国平均を下回る

質問順位 1 8番議員 久松 純志（清流会）

1. 本町の大規模災害を想定した災害予防に対する見解と町として対応可能なことは

本年は、東日本大震災から 15 年 熊本地震から 10 年の節目の年に当たり、近くでは、令和 6 年能登半島地震からはや 2 年が経過しました。昨年から 南海トラフ地震の発生確率も一段と上昇し、全国各地で地震発生の報道が数多く散見されます。気候変動による異常気象等により、台風のみならず局地的豪雨による多大な被害は、確実に各地で増加しているように思われます。

本町においては、2000 年の東海豪雨以来、幸いにも大きな被害には遭遇していないように見受けられます。しかしながら、ひとたび発災した際は、範囲・程度の大きさにかかわらず被害は甚大となり、地域や日常生活を正常に戻していくには、想像以上の困難が伴うと考えます。

住民が安全・安心の日常生活を送ることが、何よりも大切な使命であることは言うまでもありません。ましてや、大規模災害による生命・財産などの喪失は、人生をすべて変えてしまうほどの悲惨な状況が推測されます。各地の被災地においても復興にかかる時間と努力等を鑑みると、可能な限りの災害予防対策の必要性を痛切に感じざるを得ません。

本町は、地形上、東側は衣浦湾の海に面しています。老朽化した防潮堤などもあり、高潮や高波、地震による津波発生などを考えると命の不安にさいなまれます。西側はなだらかな丘陵地に面し、形状による土砂崩れ、大雨による河川等の氾濫による洪水も想定されます。自然災害が発災した後、被災した際の対応、訓練・知識は広く認識されているかと思われます。町内どの地域に居住しているかにかかわらず、生命や財産は等しく守られなければなりません。

以前の一般質問において、道路や橋梁等の点検、管理・整備の現状と方向性についてお聞きしました。今回は、河川や海岸堤防等の災害予防、発災後の災害対応について以下の質問を致します。

(1) 本町の河川、海岸堤防の耐震化等の促進について以下の点を質問します。

ア. 町内の河川、海岸堤防等に関する管理すべき主体と、本町の果たすべき役割を伺います

イ. 現在、豆搗川、須賀川、東浦海岸の事業が進められていますが、堤防耐震対策や高潮対策になっているのか見解を伺います。

(2) 東浦町立地適正化計画が目指すコンパクトなまちづくりは、本町では人口の 7 割が約 20% の土地に生活しているという現状、人口減少や高齢化が進む中、適切な施策と考えます。しかし、令和 2 年、多発する自然災害を踏まえ、都市再生特別措置法の改正により、防災指針が定められ災害ハザード（洪水、津波、ため池、高潮、土砂等）の想定区域が明示

されました。従来から居住の方、新しく居住された方々を含め、以下の2点につき質問します。

- ア. 災害ハザード内に、町東部の市街化区域内にも住宅が数多く点在し工業地帯も存在しています。災害リスク低減のため自助・公助の観点から取り組むべきことを伺います。
- イ. 町内各地の、土砂災害警戒区域内に、既存の住宅が存在しています。土地利用や建物を建てる場合や建て替える際、制限はあるのか伺います。

- (3) 令和6年3月定例会の一般質問において、令和6年能登半島地震の発災時、数多くの建物倒壊を目のあたりにして、本町の家屋の耐震化率について質問しました。2023年度82.6%で当初の計画の目標では、2030年度の目標である「耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」に対し、厳しい現状値であることは認識しています、との答弁をいただきました。災害時、自己の住宅の倒壊が第三者に損害を与えたり、道路の通行の妨げにより避難の支障になったりすることが懸念されます。この問題を防ぐためには、住宅の耐震化が重要と考えますが、現状の耐震化の取り組み状況と課題について、どのように認識されているか伺います。加えて、空き家等の状態の家屋や構築物等も耐震化は進んでないようと考えますが認識を伺います。
- (4) 地震発生時に、住民の方々が公園やグラウンドなどの避難場所へ避難する際、どのようなことが避難の支障になると考えられるか伺います。
- (5) 災害は予期せぬ時期に突然発生し多大な被害を及ぼします。いくら災害予防をしても完全はありません。しかし、災害対応の防災訓練等は経験として生きてくると思います。そこで以下のことを質問します。
- ア. 町内各地区の自主防災会では、災害時の対応に向けて、どのような避難訓練・防災訓練を実施しているか状況を伺います。また、その効果をどのようにとらえているのか伺います。
- イ. 各自主防災会への補助金等の支援内容を伺います。
- ウ. 令和8年度は、藤江地区で町総合防災訓練が行われると伺っています。総合防災訓練は、何を目的にどのような訓練を行う予定なのか伺います。また、訓練の実施にあたり、町と自主防災会と連携をどのようにとられて、実施するのか伺います。

質問順位 2 9番議員 間瀬 宗則（清流会）

1．高齢者等の移動課題の解決に向けた交通と福祉の連携は！

第6次東浦町総合計画第2期基本計画1（2）社会福祉①地域福祉の目標として「みんなが笑顔で支え合う地域をつくります」とある。目標を実現させるための取組みとして「取組①地域福祉活動の促進」「取組②地域福祉推進体制の充実」があげられている。

総合計画の下で、福祉分野の上位・基盤計画として、第2次東浦町地域福祉計画（令和4年度～8年度）があり、「あんきに暮らせるまち東浦」を基本理念として地域福祉の推進に努められている。

本町は、知多北部3市との共同により知多北部広域連合を組織し、介護保険サービスの提供を進め、高齢者相談支援センターをはじめとする関係機関との協力のもと、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、様々な生活上の問題に対し専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進されている。令和3年4月の町全体の高齢化率25.5%、地域によって相当な差異があり緒川新田区において32.5%となっている。高齢化がさらに進み介護サービスの利用者が増えていくと、サービスの提供体制の維持が将来的に大きな課題となることが予想される。

会派の視察（令和7年11月）で「藤枝市における交通と福祉の連携による移動課題の解決～高齢者等の「足」の課題解決に向けた挑戦～」を視察した。介護予防に有効な習慣として「栄養」「運動」「社会参加」の3つをあげ、自宅にこもって活動量が低下することで、要介護状態に陥るリスクが高まる。「お出かけ」による社会参加と介護予防の視点が重要との考え方から様々な移動手段を創出した藤枝市の実績について、全員協議会（令和7年12月）で報告し、ふくし課・都市整備課とも情報を共有しました。

第2次東浦町地域福祉計画を策定した時のアンケートにおいても、外出したいと思った時に外出を諦めたことがある理由として「目的地までの移動手段がないから」が最も多く、外出において移動に関する困りごとがあることがわかる。

町運行バス「う・ら・ら」は年間約25万人が利用する基幹交通であり、解決すべき課題はあるが町民の交通手段として重要な位置付けにある。また、令和7年9月から地域交通の問題を解決する目的で「ウラ・うらら」の実証実験が行われました。着実に前進していると理解していますが、特にフレイル予防においては気軽にお出かけすることができる交通手段が必要という観点から、交通と福祉が連携して、地域のニーズにあった移動手段の検討が必要と考えます。通院、買い物、社会参加など日常生活における高齢者等の「足」の課題について、藤枝市の視察で参考になったことを踏まえて、以下7点質問します。

- (1) 要介護・要支援の認定者数と、健康状態と要介護の中間にある虚弱な状態（以下「フレイル」という）にある人をどのように把握しているのか伺います。
- (2) フレイルは栄養、運動、社会参加を一体的に進める適切な対策により予防・改善が可能であるが、本町におけるフレイル対策の現状と課題について、町の認識を伺います。
- (3) 特に、高齢者においては、外出のきっかけが失われることで、活動量の低下、意欲の低下、さらには心身機能の低下につながることが懸念される。外出して人と触れ合う社会参加の促進を、より一層重視すべきと考えるが、町の見解を伺います。
- (4) 高齢者の中には、免許返納や身体機能の低下により、外出したくても移動手段がなく、結果として人との交流が減少し、通院・買い物も思うようにならない方も少なくありません。フレイル予防は福祉施策にとどまらず、交通政策とも一体的に進める必要があると考えるが、町の見解を伺います。
- (5) 視察した藤枝市では、通院・買い物などへの送迎（共助版ライドシェア）、サロン・会食会など通いの場への送迎（共助版ライドシェア）、担い手確保のための自家用有償旅客運送支援（公共ライドシェア）など地域の実情に応じた移動支援が行われている。交通担当部署と福祉担当部署が今まで以上に連携して移動課題の解決に取り組むことについて、町の見解を伺います。
- (6) 「ウラ・うらら」の実証実験を令和7年9月から令和8年1月にかけて交通担当部署が行っています。「ウラ・うらら」は第2次東浦町地域福祉計画の重点プロジェクトですが、交通と福祉の担当部署の連携がどのように行われたのか伺います。
- (7) 令和8年度東浦町当初予算事業紹介では、実証実験を踏まえ共助版ライドシェア「ウラ・うらら」の実施を目指し、横断的なプロジェクトチームを組織することですが、各地区への事業展開の方法について伺います。また、運転ボランティアの確保など持続可能な移動手段となるよう、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）なども検討対象にすることを提案するが、町の見解を伺います。

2. 胃がん検診における胃内視鏡検査（胃カメラ）の導入について

令和4年9月議会において、「がん検診の現状と課題について」一般質問しました。この中で特に問題として指摘したのが、胃がん検診の検査方法について、胃部エックス線検査（バリウム検査）が身体的な事情で検査を受けることが困難な方がいることを踏まえて、胃内視鏡検査（胃カメラ検査）を導入して受診者が選択できるようにしてほしい、そうすることで受診率の向上が期待でき、早期発見につながる旨の質疑をしました。

答弁として、肺へ誤嚥して検査が中止になった事例、自分で体を動かすことが困難なことで検査機器からの落下のリスクが高いため検査を中止せざるを得ない状況があるなど、現状の枠組みの中で検査を受けることができない事例があることは認識している。しかしながら、検査時間が長くなることにより通常診療に影響を及ぼす可能性があることや胃全体像の把握には不向きなことなどメリット、デメリットがある。安全な検査体制をかかりつけ医など身近な環境で整えることは、検診の受診率を高める要因にもなると考えられることから、胃内視鏡検査の実施について検討を進め、令和6年度以降ぐらいには、方向性が見えるような形で進めていきたいとのことでした。

現在、第3期東浦町いきいき健康プラン21（2026年度～2036年度）の検討がされて、令和8年度東浦町当初予算事業紹介で胃内視鏡検査について資料配布がありましたが、検討経緯など以下5点について質問します。

- (1) 胃がん検診の胃内視鏡検査の導入について、令和4年9月議会の一般質問以降検討されてきたと理解していますが、検討の経緯や背景、内容を伺います。
- (2) 胃内視鏡検査のメリット、デメリットについて、どのような検討がされたのか伺います。
- (3) 胃内視鏡検査による胃がん検診が実施できるクリニックは、設備などの関係で限られると思うが、クリニックとの調整はどのような状況か伺います。
- (4) 胃内視鏡検査による胃がん検診については50歳以上とした根拠、自己負担額の考え方など詳細な実施内容と、6月から実施予定のことですが町民への周知をどのように考えているのか伺います。
- (5) 胃内視鏡検査の導入によって、胃がん検診の受診率が上がる事が期待できるが、がん検診全体の受診率向上対策についてどのように検討したのか伺います。

質問順位 3 3番議員 山田 真悟（庶民俱楽部）

1. 第 51 回衆議院議員総選挙結果を受けて町長の見解を問う

第 51 回衆議院議員総選挙での結果をどのように受け止めていますか。これまでの中央省庁との関係をいかに維持・発展させていくのか見解を伺います。

2. 東浦町運行バス「う・ら・ら」のさらなる発展を願って

東浦町運行バス「う・ら・ら」は高齢者や障害者など、交通弱者の交通手段確保や、病院・公共施設・スーパー・駅へのアクセス向上を目的として、必要性の高い公共交通機関です。地域内の交通の利便性向上、環境負担軽減も寄与する役割を担っているといえます。

東浦町運行バス「う・ら・ら」の大きな役割は、次の 6 項目ほどの利点が挙げられます。

- (1) 地域の公共交通の維持存続
- (2) 名鉄翼ヶ丘駅への乗り入れ 知北平和公園への乗り入れ
- (3) 高齢者や障害者の「足」の確保
- (4) 各大字への連絡 病院、公共施設への連絡
- (5) JR 武豊線、知多バス大府線・大府循環線との乗り継ぎ機能
- (6) 刈谷豊田総合病院への通院の乗り入れ

これまでに至る「地域公共交通会議」の熱のこもった論議と実施に向けた取り組みに敬意を表します。その上に立って次の内容を提起します。

- (1) 中学生以下の子ども及び 75 歳以上の高齢者に対する運賃の無料化を求めます。

当局の見解を求めます。

- (2) 2 月 17 日開催の 2025 年度第 3 回東浦町地域公共交通会議では「料金体系」はじめ、今後目指す交通体系など、重要案件の論議をどのように進められたか伺います。

3. 東浦中学校移転先候補用地について

- (1) 東浦中学校移転先にあたる東浦文化広場 45,385 平方メートルのグラウンドの東側石浜平地地域には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されています。安全な生活空間を保証できるよう安全対策を求めるます。

この地域は昭和 53 年 6 月 23 日午前 9 時 30 分頃、町営グラウンド東側擁壁、高さ 7 メートルの石垣が崩れ落ち、付近の織布工場社宅にまで被害を及ぼした災害がありました。その後石積みは積み直されたものの、町防災マップには未だ警戒箇所として指定しています。その後では、豆搗川に沿って、グラウンド北側も土砂崩れがあり、今現在、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域となっています。

東浦中学校移転計画にあたって、「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」を除外できるほどの改修補強が望まれます。当局の見解を求めるます。

(2) 東浦町体育館北駐車場の一部と西駐車場全体が借地となっています。

中学校移転までには、安心して未来永劫公共用地として使用できるよう、これらを買収し町有地にしておくことが望れます。

令和6年第3回東浦町議会定例会における文教厚生委員会では、北駐車場の一部駐車場用地の買収のほかに、私は北駐車場の残地部分と西駐車場の買収も進めるよう提起した経緯があります、その後、買収交渉は動き出しているのか伺います。

質問順位4 6番議員 大川 晃（親和会）

1．豆搗川ジョギングコース整備について

東浦町には、町が整備してきた7つのウォーキングコースがあります。これらは、町民の健康づくりを支える貴重な社会資本であり、日常的な運動習慣の定着に一定の役割を果たしてきたものと評価しております。

一方で、長年町民に親しまれてきた東浦マラソンが廃止となりました。代替事業として「ひがしうらスポーツまつり」が開催され、新たな形でのスポーツ振興が図られていることは理解しておりますが、日常的・継続的な運動機会の確保という点では、なお工夫の余地があるのではないかと感じています。

そのような中、昨年12月、これまでマラソン大会が開催されていた時期に、町内有志の皆さんにより「東浦健康ラン・ウォーク」が自主的に開催されました。このイベントには、500組を超えるエントリーがあったと伺っており、町内には「走りたい」「健康づくりを楽しみたい」と考えている潜在的な町民が数多く存在していることの明確な表れであると考えます。今後は、イベントの開催だけでなく、日常の中で無理なく運動できる環境をどのように整えていくかという視点が、ますます重要になると 생각ています。

そこで注目したいのが、県道東浦阿久比線と豆搗川に沿って立地する豊田自動織機石浜工場周辺の環境です。この工場を周回する道路はおよそ3キロメートルあり、あわせて豆搗川沿いには四季を感じられる桜並木も整備されています。距離的にも、景観的にも、また日常利用という点でも、ジョギングコースとして非常に適した環境であると感じています。県道管理者や企業、地域住民との連携により、健康づくりに加え、景観保全や地域活性化にもつながる取り組みとして、「豆搗川ジョギングコース」と位置づけて整備を進めることは、町民の健康づくりに大きく寄与するのではないかと考えます。豆搗川ジョギングコース整備について本町の見解を伺います。

- (1) 「東浦健康ラン・ウォーク」に500組を超える参加があったことについて、町はどのように評価しているのか。また、町内におけるジョギングやランニング需要を、どのように認識しているのか伺います。
- (2) 豆搗川沿いおよび豊田自動織機石浜工場周辺を「豆搗川ジョギングコース」として位置づけ、町民が日常的に安全・快適に利用できる環境整備を進めていく考えがあるのか、本町の見解を伺います。
- (3) 大規模な施設整備を行わなくとも、距離表示、簡易な案内看板、安全確保の工夫など、段階的な整備から始めることは可能だと考えますが見解を伺います。

2．生ごみの資源循環サイクルの構築について

本町では、町内 10 校の小中学校の給食を、学校給食センター方式により調理しています。その過程で発生する残渣につきましては、現在、クリーンセンターへ搬入し、有償で処理していると承知しています。

一方で、全国的には、焼却に頼る処理から、発生抑制・減量化・再資源化へと転換を図り、循環型社会を目指す取り組みが進められています。本町においても、環境負荷の低減と処理コストの削減を同時に実現できる方策について、検討を深める必要があると考えます。

そこで今回提案したいのが、バイオ式生ごみ処理機を活用した「生ごみの資源循環サイクル」です。この処理機は、独自のバイオ菌の働きにより、給食残渣などの生ごみを投入すると、約 24 時間後には重量でおよそ 80%まで減量することができます。残りの 20%は、堆肥や土壤活性剤として再利用が可能とされています。

仮に学校給食センターで発生する残渣を、このバイオ式生ごみ処理機で処理することができれば、クリーンセンターへの搬入量を大幅に削減でき、処理費用の抑制や焼却量削減による環境負荷の低減が期待できます。

また、本町では酪農業が営まれており、生成された処理物を牛糞などと混合することで、地域内で循環する堆肥として活用することも考えられます。これにより、給食残渣が「ごみ」ではなく、「地域資源」として再生される循環の仕組みを構築することが可能になります。さらに、においの軽減効果も確認されていることから、周辺住民に対する環境面での効果も期待されます。

加えて、子どもたちが、自分たちの食べ残しが資源として循環し、再び地域の農業を支える一端となる過程を学ぶことは、持続可能な社会を担う人材育成の観点からも大変意義深いものと考えます。そこで生ごみの資源循環サイクルの構築について本町の見解を伺います。

- (1) 昨年度において、学校給食センターから発生した残渣等の処理量と、その廃棄費用について伺います。
- (2) バイオ式生ごみ処理機の導入により、減量効果や環境負荷低減、さらには地域内の資源循環が期待されます。試行的な取組として、学校給食センターで発生した残渣を、バイオ式生ごみ処理機を導入して処理する考え方について、本町の見解を伺います。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する認識と今後の対応について

厚生労働省から、令和 6 年（2024）人口動態統計（確定数）の概況が公表されました。この中で、令和 6 年の死亡数を死因別に見ますと、新型コロナウイルス感染症による死者数が 35,865 人となっており、死亡原因全体の 2.2% を占めています。一方、インフルエンザによる死亡数は、2,857 人であり、新型コロナウイルス感染症による死亡数は、インフルエンザによる死亡数の 12 倍を超える水準であることが分かります。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年末に確認され、日本では令和5年5月に、感染症法上の位置づけが、インフルエンザと同じ「5類感染症」へと移行されました。この5類移行により、行動制限の緩和や日常生活の正常化が進んだ一方で、住民の間では、新型コロナウイルス感染症に対する警戒感が、以前よりも薄れてきているのではないかと感じています。しかしながら、今回の人口動態統計が示すように、新型コロナウイルス感染症は、5類に移行した現在においても、一定数の死亡を伴う感染症であることが、改めて明らかになりました。

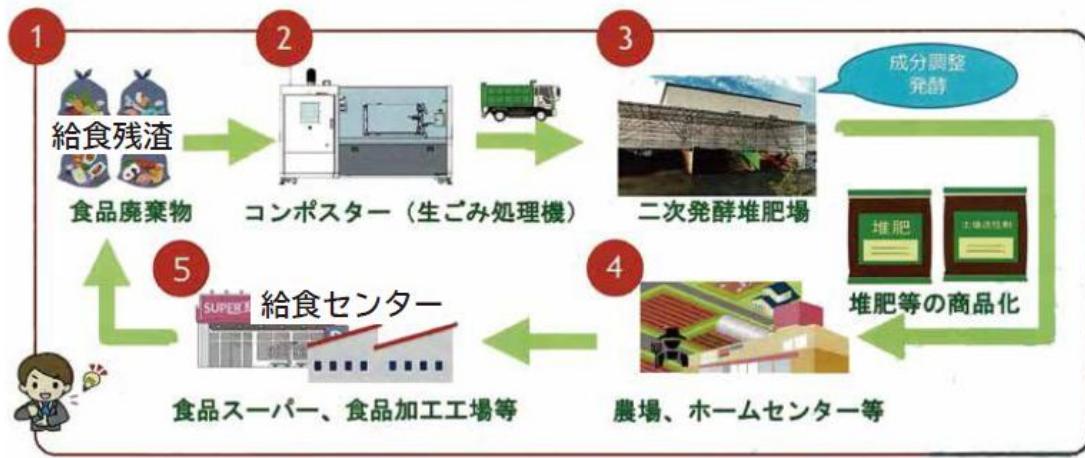
また、この統計から直接読み取ることはできませんが、日本感染症学会などの重症化リスク評価では、80歳以上で、基礎疾患を複数有する方については、重症化や死亡のリスクが高いとの報告がなされています。そこで新型コロナウイルス感染症に関する認識と今後の対応について本町の見解を伺います。

- (1) 令和6年の人口動態統計において、新型コロナウイルス感染症による死亡が全体の2.2%を占めているという事実について、町としてどのように受け止めているのかを伺います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されたが、インフルエンザと比較しても、死亡数が大きく上回っている状況を踏まえ、町として、現在も一定の重症化・死亡リスクを有する感染症であるという認識を持っているのかを伺います。
- (3) 特に、80歳以上で基礎疾患を複数有する方など、重症化リスクが高いとされる住民に対して、町としてどのような注意喚起や情報提供を行っているのか、現状の取組について伺います。
- (4) 5類感染症へ移行されたとはいえる、条件によっては死亡に至る可能性がある感染症であることを踏まえ、今後、町として、高齢者や基礎疾患有する方を中心に、住民に対してどのような予防対策や注意喚起を行っていく考えなのかを伺います。

参考資料



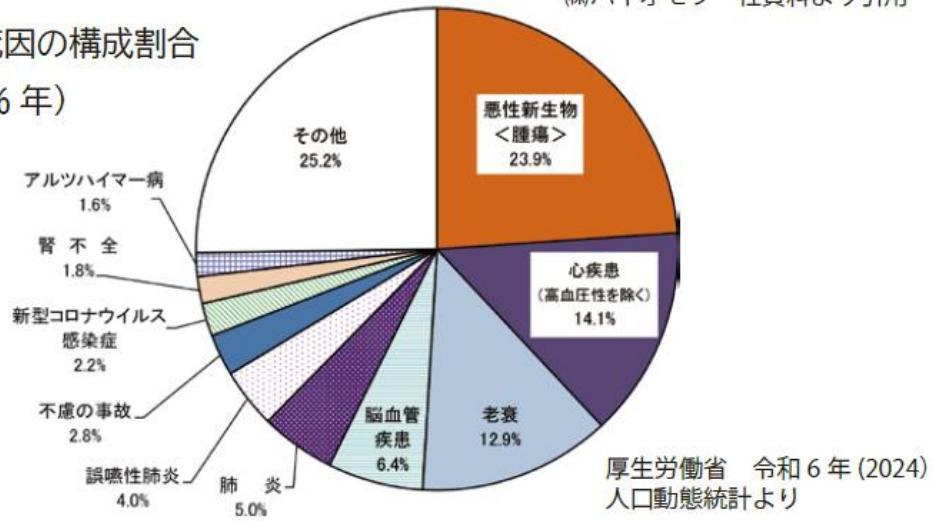
資源循環サイクルイメージ



(株)バイオセラー社資料より引用

主な死因の構成割合

(令和6年)



質問順位 5 1番議員 森 靖広（高志会）

1. 開かれた行政「持続可能な行財政運営」について

令和7年度、町長の年度始めの職員に向けたメッセージによると、今回の機構改革は、多様化・複雑化する行政課題や住民ニーズに対し、迅速かつ柔軟に対応できる、効率的・効果的な組織体制を構築することを目的として実施されたものである。人事配置については、同一業務の継続による事業の深化を図る職員、経験・知識を活かし新たな施策に取り組む職員、新分野に挑戦する職員など、適材適所の配置により組織力の最大化を図っている。また、所属を越えたプロジェクトチームの活用を推進し、職員の主体的参加による政策形成力の向上と業務領域の拡大を目指すとしている。加えて、組織改革の効果を高めるため、「報告」「府外連携」「チームワーク」「自信と責任」「前向きな姿勢」といった職員意識の醸成を重視し、1on1ミーティング等を通じたコミュニケーション強化にも取り組んでいると認識しています。機構改革の実施から約1年が経過し、その効果や課題も一定程度見えてきているものと考えることから、現時点での評価及び今後の改善の方向性について以下伺います。

- (1) 令和7年度から実施されている機構改革について、年度途中ではあるが現時点における組織運営面での効果をどのように評価しているのか伺います。あわせて、部署間連携の変化、意思決定の迅速化、業務効率化、人員配置の適正化といった観点からの成果や課題を認識しているのか差し障りない程度で伺います。
- (2) 機構改革の評価については、行政評価など組織運営面からの検証だけでなく、実際に業務を担う職員の声を把握することも重要であると考えます。職員アンケートやヒアリング、1on1ミーティングの内容把握など、職員側からの意見や課題認識を収集・分析する取り組みを実施してはどうかと考えますが見解を伺います。
- (3) 今回の機構改革により、職員の働き方や業務の進め方にどのような変化が生じているのか伺います。特に、業務量の偏りの是正、時間外勤務の増減、休暇取得状況、職員の働きやすさといった観点から、どのような影響を把握しているのか伺います。
- (4) 出先機関と本庁舎間の移動を伴う業務については、時間的・人的コストが発生するものと認識しています。こうした移動に伴う業務ロスをどのように捉えているのか。また、オンライン会議の活用や決裁手続きの見直しなど、移動時間を補完する業務改善の取り組みを実施しているのか、具体的な事例があれば伺います。
- (5) 機構改革は実施して終わりではなく、検証と見直しを重ねることが重要であると考えます。令和7年度の取り組みを踏まえ、組織体制や人員配置、業務分担のあり方などについて、次年度以降見直しや改善を検討している点があれば、その方向性について差し障りない程度で伺います。

2. 町内の公園等の照明灯 LED 化について

近年、カーボンニュートラルの推進や電力コスト削減の観点から、公共施設照明の LED 化は全国的に進められている。本町においても、公園照明灯の LED 化は環境負荷の低減だけでなく、防犯性の向上や夜間利用時の安全確保など、住民サービス向上に直結する重要な取り組みである。実際に町民からは「夜間が暗い」「不点灯箇所がある」など不安の声も寄せられている。誰もが安心して利用できる公園環境を整えるため、限られた予算の中で計画的に整備を進める必要があることから、LED 化の進捗状況を伺います。

- (1) 町内の公園等照明灯 LED 化の進捗状況を伺います。
- (2) LED 化を優先する公園はあるのか、優先する際の考え方を伺います。
- (3) 再整備中の於大公園は球切れ箇所もあり LED 化を速やかに実施して欲しいと住民からの声もあるが現状はどのように維持管理されているのか伺います。

3. 緒川相生交差点の渋滞対策と歩行者用信号設置について

本町においては交通量の増加や生活道路の利用状況の変化に伴い、交差点周辺における渋滞や交通安全対策が大きな課題となっている。とりわけ県道知多東浦線と交差する町道森岡藤江線の緒川相生交差点の南北については、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生しており、地域住民の日常生活や緊急車両の通行にも影響を及ぼすことが懸念されている。また、当該路線上の横断歩道には歩行者用信号が設置されておらず、小学校下校時の児童が交通量の多い道路を横断する状況にあり、地域住民からも不安の声が寄せられている。交通事故を未然に防ぎ、通学路の安全確保を図ることは行政の重要な責務であると考える。加えて、渋滞対策と歩行者安全対策は一体的に検討すべき課題であり、地域の実情や住民の声を踏まえた具体的な対応が求められる。こうした観点から、当該交差点周辺の交通実態の認識及び今後の安全対策について以下伺います。

- (1) 緒川相生交差点において、県道知多東浦線と交差する町道森岡藤江線 <参考資料 1>では、朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生していると認識しています。本町としての現状認識及び、渋滞緩和に向けた対策や検討状況について見解を伺います。
- (2) 緒川相生交差点、町道森岡藤江線の南北で横断歩道に歩行者用信号がありません。<参考資料 2>同交差点は緒川小学校の通学路、交差点付近に小売店舗や町施設があることから歩行者用信号の設置を要望しますが、見解を伺います。
- (3) 緒川相生交差点において、町道森岡藤江線の南北から県道知多東浦線へ右折する際、右折レーンは設置されているものの右折信号が無く、これが渋滞の一因となっているものと考えます。本町としての現状認識及

び、右折信号設置に向けた考え方について見解を伺います。

<参考資料 1 >

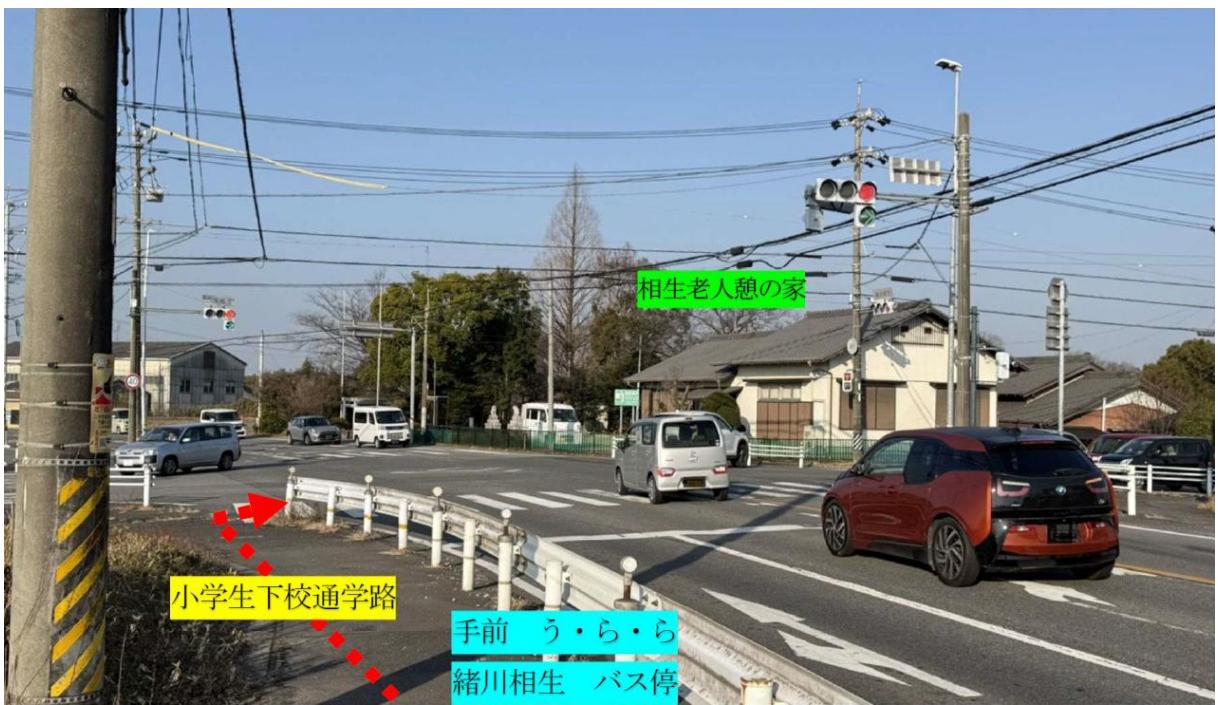


▲渋滞中（約 600m 渋滞）の町道森岡藤江線 北進・緒川相生交差点方面

撮影日：2026年2月12日（木）7時50分ごろ

撮影者：森 靖広

<参考資料 2-1>



▲緒川相生交差点 小学校下校時 通学路

<参考資料 2－2 >



▲緒川相生交差点 町道森岡藤江線 南北に歩行者用の信号なし

撮影日：2026年2月12日（木）8時45分ごろ

撮影者：森 靖広

質問順位 6 4番議員 赤川 操恵（公明党東浦）

1. ひきこもり支援について

令和4年度に内閣府が実施した調査（こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度））では、15歳から69歳までの調査対象者のうち「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」と答えた割合は1.07%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」と答えた割合は1.09%、「自室からは出るが家からは出ない」と答えた方は0.20%、「自室からほとんど出ない」と答えた方は0.08%との結果が発表されました。また、15歳から64歳の50人に1人がひきこもり状態にあることも発表されています。

ひきこもりは決して他人事ではなく、誰にでも起これ得る「地域の課題」であると捉え、早期発見・継続支援・社会参加への伴走が不可欠と考えます。そこで本町のひきこもり支援に対する現状と課題、今後の取組みについて伺います。

（1）本町のひきこもり支援の現状について伺います。

- ア. 本町で把握しているひきこもり状態にある方の人数を伺います。
- イ. ひきこもりに関する相談窓口はどこに設置されているか伺います。
- ウ. その窓口での、直近3年間の相談件数を伺います。
- エ. 相談者の内訳として、本人からの相談と家族からの相談のそれぞれの件数、また、家族以外の方からの相談はあったか伺います。
- オ. 当事者支援について、本人への継続的な伴走支援や、社会参加につなげる支援にはどのようなものがあるか伺います。
- カ. 家族向けの支援として、相談会、交流会等が実施されているか伺います。
- キ. 関係機関（福祉、医療、教育、就労支援機関等）と具体的にどのような連携がされているか。また、個別ケースにおいての会議等は実施されているか。また、その頻度を伺います。

（2）現在の相談・支援体制で「相談につながらない方」「支援が途中で薄くなってしまう方」が一定数いると認識していますが、その背景にある課題をどのように考えているか伺います。

（3）国の「ひきこもり支援推進事業」を踏まえ、アウトリーチ型支援を拡充していく考えはあるか伺います。

（4）2010年代以降に社会問題として取り上げられてきた、いわゆる「8050問題」は現在も全国的な課題です。親の高齢化と、子が長期にわたりひきこもり状態にあることにより、生活困窮、介護、孤立、将来的な生活破綻リスクが一体的に生じることから、早期発見と世帯全体への支援が重要と考えられています。このことから、以下について伺います。

- ア. 本町において、8050問題に該当、または該当するであろうと考えられる世帯をどの程度把握しているか伺います。

イ. 現在、高齢の親とひきこもり状態の子を世帯単位で支援しているケースはあるか。また、世帯単位での支援に対する課題について伺います。

ウ. 今後、アウトリーチや世帯訪問を含めた 8050 問題を重点的に把握・支援する仕組みについての考え方と今後の方針を伺います。

(5) 地域住民が“気づき”を支援につなげられる仕組みの整備について

近年、社会のデジタル化が急速に進み、ネットで買い物をする事や、生成 AI に相談をする事、オンライン上で世界中の人とコミュニケーションを取る事などが日常の一部になってきました。ひきこもり状態の方の中には、デジタルの世界で他者とつながり、仮想空間の中で現実社会のように行動するなど、リアルな世界とは異なる形で社会と関わっている方も少なくありません。このようにひきこもり状態の方を取り巻く環境は変化しており、支援のあり方も時代に合わせて進化が求められていると考えます。

一方で、デジタル空間でのつながりが広がるほど、地域社会におけるリアルな人間関係は希薄化し、孤立や孤独が深刻化しています。制度や支援の整備だけでなく、隣近所といった地域の力が見直しをされる時だと考えます。日常の中で困りごとを抱える人に気づき、声をかけ、行政につなぐ「地域のまなざし」は、デジタル技術がどれほど進歩しても代えられません。しかし、「どこに相談すればよいか」「どこまで関わってよいか」が分からず、結果として支援につながらない現実があります。そこで地域の方々と行政が協力して支援に繋げられる取り組みについて伺います。

ア. 地域の方や民生委員、自治会役員などが、ひきこもりの早期発見につながる「気づきのポイント」や「相談先」を知る事ができるような研修・啓発が実施されているか伺います。

イ. 地域の方が「大丈夫かな」と気になった方を行政につなぎやすくするため、匿名でも相談ができるような仕組みが整備されているか伺います。

ウ. 地域の方が当事者の方やそのご家族からご相談を受けたり、「気になった方」を見聞きしたりした時に、安心して相談ができる窓口の周知が必要と考えるが見解を伺います。

質問順位 7 12 番議員 長坂 知泰（新政クラブ）

1. 金属スクラップヤード等の対策について問う

資源循環関連企業では、再生資源を含む有価物を保管する屋外の施設を「ヤード」と呼び、中でも自動車解体や中古車販売に係る資源の保管の場合は「自動車ヤード」、金属スクラップ等の場合は「スクラップヤード」という。近年、全国の都市部郊外において、このスクラップヤードについて、不適切な保管によって土壤汚染や悪臭の発生など環境を損なう事例が増え、周辺住民の生活を脅かしたり、適正に保管管理をしている業者の営業の阻害要因となっている。以前は、金属スクラップや大型の機器等の再生資源は「雑品」と呼ばれ、海外、主に中国に資源として輸出されていたが、バーゼル法の改正により規制対象となり、国内で保管・リサイクルされる物量の増加につながっている。金属スクラップ等の再生資源は、図表1のように、有価物にあたり、かつ有害使用済機器でもないので「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の対象には該当しない。そのため金属スクラップヤード等の再生資源物の事業場については、届け出を必要とせず、保管方法についても明確な定めが一切無い。そこで国や自治体が金属スクラップヤード等に対し規制を行う動きが出てきている。本町や近隣市町においても、こうした事象の例外とは言えない。そこで質問する。

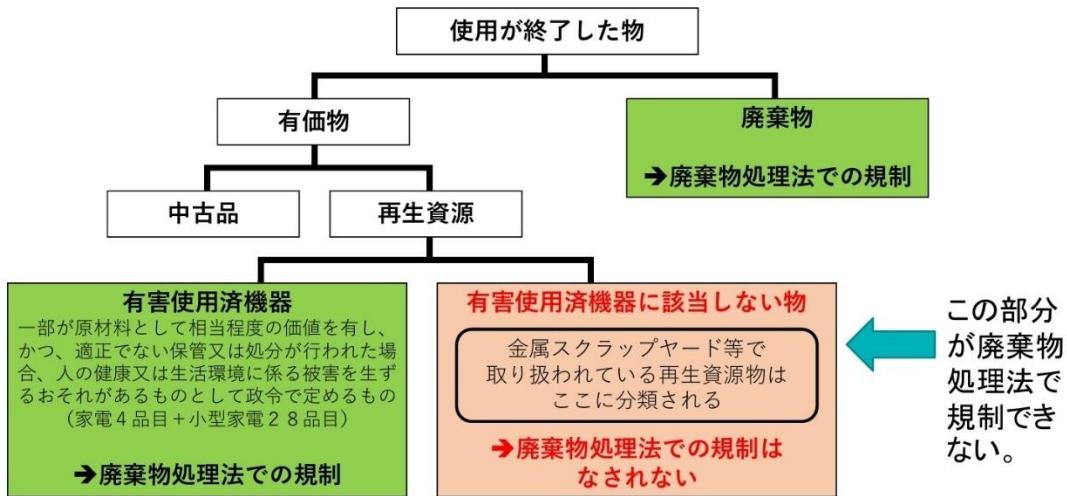
- (1) 環境省は、昨年12月19日の廃棄物処理制度小委員会で、再生資源物の保管等を行っている事業場（スクラップヤード）の数が全国で4,625件に上り、前年調査から1千件以上増加したことを明らかにしているが下記について質問する。
- ア. 産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分業の許可を取得し廃棄物としての保管場所がある施設について、愛知県内での数、本町での数をそれぞれ伺う。
- イ. 金属スクラップ等の再生資源物の保管場所がある施設について、愛知県内での数、本町での数をそれぞれ伺う。
- (2) (1)のア、イのうち本町内の保管施設について火災発生、騒音発生、油汚染、汚水流れなどの事例があれば、内容、件数などを伺う。
- (3) 廃棄物処理法が、「有価物か無価物か」を廃棄物該当性の判断基準としている理由について見解を伺う。
- (4) 図表2にみるように、都市周辺部の多くの自治体で金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管に対して規制を行う条例がある。本町は、こうした条例を制定する意向はないか伺う。
- (5) 本町には、「東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例」があるが、金属スクラップヤード等も対象に含めるべきではないかと考えるがご所見を伺う。
- (6) 国も廃棄物処理法を改正し、規制を強化する方向との報道がなされて

いるが、その見込まれる方向、内容について見解を伺う。

図表1 出典：金属スクラップヤード等対策について・千葉県環境生活部

条例の検討経緯④ 既存法令等の限界その1

○廃棄物処理法で規制できない



条例の検討経緯⑤ 既存法令等の限界その2

○害悪に対する既存法令の適用対象等が限定

騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法などの法令は、金属スクラップ等の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定されている。

図表2 出典：一般財団法人 地方自治研究機構（法制執務支援）HPより

兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	平成15年3月17日公布	平成15年12月15日施行
長野県飯田市	飯田市環境保全条例		平成24年1月1日改正施行
鳥取県	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例	平成27年12月24日公布	平成28年4月1日施行
静岡県袋井市	袋井市使用済物品等の放置防止に関する条例	平成29年3月31日公布	平成29年4月1日施行
神奈川県綾瀬市	綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	平成31年3月28日公布	平成31年7月1日施行
千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年10月5日公布	令和3年11月1日施行
茨城県境町	境町再生資源物の屋外保管に関する条例（廃止）	令和3年12月8日公布	令和3年12月8日施行 令和6年4月1日廃止
千葉県袖ヶ浦市	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和4年12月19日公布	令和5年4月1日施行
千葉県	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	令和5年10月17日公布	令和6年4月1日施行
茨城県常陸大宮市	常陸大宮市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和5年12月26日公布	令和6年4月1日施行
山梨県	山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例	令和5年12月26日公布	令和6年7月1日施行
茨城県	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	令和5年12月27日公布	令和6年4月1日施行
さいたま市	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和5年12月28日公布	令和6年2月1日施行
埼玉県越谷市	越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和6年3月21日公布	令和6年7月1日施行
埼玉県	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	令和6年7月9日公布	令和7年1月1日施行
福島県	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	令和6年10月8日公布	令和7年1月1日施行
埼玉県川口市	川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（旧条例） 川口市資材の適正な屋外保管に関する条例（新条例）	令和3年12月24日公布 令和7年3月25日公布	令和4年7月1日施行 令和7年10月1日施行
大阪府羽曳野市	羽曳野市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和7年12月26日公布	令和8年4月1日施行

質問順位 8 5番議員 赤川 操恵（公明党東浦）

1. 学校給食について

日本の学校給食制度の中心となる「学校給食法」は昭和 29 年 6 月 3 日制定、施行され、その後平成 20 年 6 月 18 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行されました。一般社団法人全国学校給食推進連合会によると、この法律の第 2 条に「学校給食の目標」として「7つの目標」が掲げられています。その内容は①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。となっています。本町においてもこの目標の実現を目指し、給食の提供を実施していると理解しています。近年では給食費の無償化が話題となってきており、それも含め、本町が学校給食においてどのような取組をしているのか、またしようとしているのか住民の関心も高まっていると考えます。その中から以下について質問いたします。

(1) 給食費について

学校給食は、これまで食材費を受益者負担とする考えが主流でしたが、近年は、子どもの貧困問題や食育の重要性、少子化対策等の観点から、給食を社会全体で支える教育・福祉政策として捉えられるようになってきました。

ア. 本町の給食費についての考え方を伺います。

イ. 昨年 12 月 18 日、教育の在り方に関する自民、日本維新の会、公明の 3 党実務者は学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）で令和 8 年 4 月から児童一人当たり月 5,200 円を支援することで合意し、国は 12 月 19 日いわゆる給食無償化に向けた制度設計に関する方針を通達しました。これが実施された場合の小学生の負担額について伺います。同様に中学生の負担額についても伺います。

ウ. アレルギー食対応の現状、給食費の負担について伺います。

(2) 本町の教育委員会事務点検・評価報告書の給食センター運営事業の目的に食育の推進（地産地消）との記載がありますが、具体的な内容について伺います。

(3) 学校生活において児童生徒に美味しい給食、楽しい給食を提供することは重要だと考えます。これについてどのような取組を実施しているか伺います。

(4) 不登校児童生徒に給食を提供することは、子どもの栄養面、外出へのきっかけづくり、家庭への支援等の観点から有効であり、その取組を始めている自治体があります。本町でも同様の取組を提案しますが、見解を伺います。

2. 生活困窮者の住宅支援について

令和7年4月1日、「生活困窮者自立支援法等改正法」が施行されました。その主な内容は自治体が住まいに関する相談支援を行うことの明確化、住居確保給付金の見直しや伴走型・包括的支援の強化等が挙げられます。また不動産事業者やNPO法人などが連携する居住支援協議会の設置を市区町村の努力義務としました。このような支援強化の背景には単身高齢者の増加やコロナ禍による就業環境の悪化が続いていること等が考えられます。住宅を失うことは就労を困難にし、健康悪化や社会的孤立にもつながり、一気に生活困窮が深刻になる恐れがあります。以前は住宅の確保は自己責任という考え方でしたが、最近では社会全体で考え、担う問題に変化してきています。居住支援に関する国の検討委員会のメンバーである認定NPO法人「抱樸（ほうぼく）」の奥田知志理事長は、生活困窮者自立支援法等改正法は「戦後日本の社会保障である『家族・長期雇用・持ち家』の前提が崩れる中で、単なる住宅の提供ではなく、見守りをして変化に気付き、病院や相談窓口につなぐといった“家族機能”を社会で担う意義が込められている。」と述べています。法改正に伴う本町の取組について以下質問いたします。

- (1) 本町の生活困窮者の相談窓口について伺います。
- (2) 本町の生活困窮者の住宅支援に関する過去3年間の相談件数について伺います。
- (3) 生活困窮者の住宅支援に関する相談があった場合の支援の流れについて伺います。
- (4) 「生活困窮者自立支援法」により支給される「住居確保給付金」の内容と本町に在住の方の過去3年間の申請、支給件数を把握しているか伺います。
- (5) 令和7年度から地域居住支援事業がスタートしています。この事業について周知が重要だと考えますが、見解を伺います。

質問順位 9　2番議員 杉下 久仁子（日本共産党ひがしうら）

1. 職員の超過勤務時間の解消と、次世代育成支援の観点からの働き方改革について

次世代育成支援対策推進法（以下「法」という）に基づき、東浦町では2005年度から「ワーク・ライフ・バランス プログラム～仕事も私事もデキる人（東浦町特定事業主行動計画）」を策定し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や子育て支援に取り組んできました。2024年の法改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現が求められ、町では「子育て部分休暇」制度の導入等、職員が働きやすい職場形成に努めていると認識しています。

一方で、職員の超過勤務時間が依然として多く（表参照）、年360時間を超える時間外勤務が常態化している状況が見受けられます。これは、心身の健康や家庭生活への影響が懸念されるとともに、次世代育成支援の実効性にも関わる重要な課題です。

また、課長級以上の管理職については時間外勤務手当が支給されないため、勤務実態が記録に残らず、長時間労働が見えにくくなっている現状もあります。こうした状況が、産業医面談などの健康管理体制においても見落としを生む可能性があると考え、以下の点について町の見解を伺います。

（1）東浦町職員特定事業主行動計画の趣旨と現状の整合性について

職員の職業生活と家庭生活の両立が図られるような環境づくりを目指すため、「東浦町職員特定事業主行動計画」（以下「本計画」という）の見直しを行いました。本計画では、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進が掲げられていますが、年360時間を超える時間外勤務が常態化している状況は、計画の趣旨に照らし、どのように評価しているか伺います。また今年度の時間外勤務年360時間を超えている職員は何人か伺います。

（2）超過勤務時間の解消に向けた具体的な取組について

多様な生き方・働き方の実現や次世代育成支援の実効性を高めるためにも、年360時間を超える時間外勤務の解消が必要と考えます。要因分析と今後どのような改善策を講じていくか、具体的な取組方針を伺います。

（3）管理職の勤務実態の把握と健康管理について

課長級以上の管理職は、時間外勤務手当が支給されないため、勤務時間が記録に残らず、長時間労働の把握が難しく、健康管理上のリスクが懸念されます。こうした状況が産業医面談の対象把握や健康管理に支障をきたしていないか、町としてどのように把握・対応されているのか伺います。

2. ハラスメントの未然防止と信頼される相談・調査体制の構築について

近年、地方自治体において、職場内のハラスメントが組織の信頼性や職員の働きやすさに大きな影響を与える事例が全国的に報告されています。特に、組織の上位にある立場の者による言動が、職員の心身に影響を及ぼすケースも見受けられ、潜在的なハラスメントの存在が懸念されます。

本町においても、職員が安心して働く職場環境を整えるためには、相談しやすく、公平・中立な立場での調査が可能な体制の整備が不可欠です。そこで、以下の点について町の見解を伺います。

(1) 現行の相談・調査体制の課題認識について

現在、ハラスメント相談窓口が人事課に設置され、人事課職員または管理職で構成されるコンプライアンス委員会での内部による調査体制と認識しています。

このような体制だと、相談者が「不利益を被るのではないか」「公正に取り扱うと思えない」と不安が生まれ、声を上げづらい状況とも考えられます。

町として、相談のハードルや調査の中立性に対する職員の不安感について、どのように認識しているか伺います。合わせてハラスメント相談件数（2021年度～2025年度）を伺います。

(2) 外部相談窓口の設置について

奈良県生駒市では、社会保険労務士を外部相談員として配置し、職員が安心して相談できる体制を整えています。

本町においても、外部の専門家を相談窓口として活用することを提案しますが、見解を伺います。

(3) 調査体制への外部有識者の参画について

奈良県生駒市では、弁護士や臨床心理士、学識経験者などで構成される「ハラスメント認定・対策委員会」を設置し、調査の公平性を担保しています。また愛知県東郷町では、町長によるハラスメント事案を受け、第三者による調査委員会の設置を条例で明記し、両市町とも加害者が特別職、議員であった場合には氏名を公表する仕組みも導入しています。

本町でも、調査体制に外部有識者を加えることで、調査の信頼性と透明性を高めるべきと考えますが、見解を伺います。

(4) ハラスメント防止に関する条例の制定について

東郷町では、町長や議員を含む特別職も対象とした「東郷町議会議員及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除に関する条例」を2026年1月に施行し、再発防止と職員保護の体制を制度化しました。近年、首長や議員を含む特別職も対象としたハラスメント防止条例を制定している自治体が増加傾向です（2025年12月26日時点で157団体172

条例。地方自治研究機構より）。本町でも条例の制定を通じて、明確なルールと責任の所在を示すことが必要と考えますが、見解を伺います。

3. 物価高騰下における水道料金の値上げの見直しについて

現在、東浦町水道事業及び下水道事業審議会において水道料金の適正化について議論されており、昨年10月と今年1月の審議会を傍聴した中で、2027年2月の値上げを予定しているのではと理解しました。2026年4月には下水道使用料の値上げが実施されることが決定しており、2年連続での大幅な公共料金の引き上げは、町民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

水道料金の値上げの主な理由としては、今後の水道管更新・耐震化工事に備えた財源確保と、水道事業経営戦略に基づく経営の健全化で資金残高7億円を維持する必要があるとの説明がなされています。しかし、現在の物価高騰は依然として収束の兆しが見えず、町民の生活は日々の食費や光熱費の上昇により圧迫されている状況です。

こうした中での水道料金の値上げは、町民にとってさらなる負担増となることから、値上げの中止または延期を求めるものです。

(1) 水道料金の値上げの必要性と時期の妥当性について

水道事業の持続性や施設更新の必要性は理解するものの、現在の物価高騰の状況下で、2026年度に水道料金を引き上げることが適切と考えるか、町の見解を伺います。

(2) 町民生活への影響の把握と配慮について

2026年4月には下水道使用料の値上げが予定されており、公共料金の連続的な引き上げは、子育て世代や高齢者世帯、低所得・中間所得層に大きな負担となります。町として、こうした影響をどのように把握し、配慮されているのか伺います。

(3) 水道料金の値上げの中止または延期の検討について

物価高騰が続く中での値上げは、町民の理解を得ることが難しいと考えます。

一方、令和6年度の水道事業会計決算では、投資有価証券を約14億円保有しており、企業債の償還も1件のみで一定の資金的余力があると見受けられます。資金残高7億円の維持を目標とされている中で、現時点で資金繰りに急迫した状況があるとは言い難いのではないかと考えます。

東浦町水道事業及び下水道事業審議会での議論を踏まえつつも、町として値上げの時期を見直す判断を行う余地はないのか、また水道事業の財政状況を踏まえた町民負担軽減の可能性があると考え、中止または延期の可能性について見解を伺います。

表1：年間時間外勤務時間数360時間以上の職員数（東浦町職員特定事業主行動計画）

	2024年度 目標	実績			
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員数	0人	12人	18人	37人	23人

毎年度、計画の実施状況と結果が公表される資料では2024年度26人

新たな料金体系案：2025年度第3回東浦町水道事業及び下水道事業審議会資料より

03 料金表の確定 新料金表【案①】

基本料金 定率80%増 × 水量料金 定額19円増

(1ヶ月あたり・税抜)

(1ヶ月あたり1m³につき・税抜)

口径区分	基本料金				
	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行×1.80)
13mm	390	700	310	79%	702
20mm	390	700	310	79%	702
25mm	1,800	3,250	1,450	81%	3,240
40mm	5,500	9,900	4,400	80%	9,900
50mm	8,200	14,800	6,600	80%	14,760
75mm	20,500	36,900	16,400	80%	36,900
100mm	35,000	63,000	28,000	80%	63,000
125mm	52,900	95,200	42,300	80%	95,220
150mm	73,500	132,300	58,800	80%	132,300
200mm	104,400	187,900	83,500	80%	187,920

水量区分	水量料金				
	現行料金	新料金	増加額	増加率	遜増度
1～10m ³	60	79	19	32%	3.7 ↓ 3.0
11～20m ³	126	145	19	15%	
21～30m ³	163	182	19	12%	
31～50m ³	192	211	19	10%	
51～ m ³	221	240	19	9%	
臨時給水	282	301	19	7%	

○平均改定率：26.78%

○基本料金割合：23.5%

○遜増度：3.0

東浦町水道事業 23

03 料金表の確定

新料金表【案②】

基本料金 定率80%増 × 水量料金 定率16%増

(1ヶ月あたり・税抜)

定率	基本料金					
	口径区分	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行 ×1.80)
13mm	390	700	310	79%	702	
20mm	390	700	310	79%	702	
25mm	1,800	3,250	1,450	81%	3,240	
40mm	5,500	9,900	4,400	80%	9,900	
50mm	8,200	14,800	6,600	80%	14,760	
75mm	20,500	36,900	16,400	80%	36,900	
100mm	35,000	63,000	28,000	80%	63,000	
125mm	52,900	95,200	42,300	80%	95,220	
150mm	73,500	132,300	58,800	80%	132,300	
200mm	104,400	187,900	83,500	80%	187,920	

(1ヶ月あたり 1m³につき・税抜)

定率	水量料金					
	水量区分	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行 ×1.16)
1~10m ³	60	70	10	17%	69.6	
11~20m ³	126	146	20	16%	146.2	
21~30m ³	163	189	26	16%	189.1	
31~50m ³	192	223	31	16%	222.7	
51~ m ³	221	256	35	16%	256.4	
臨時給水	282	327	45	16%	327.1	

○平均改定率 : 26.78%

○基本料金割合 : 23.5%

○通増度 : 3.7

東浦町水道事業 24

03 料金表の確定

新料金表【案③】

基本料金 定率66%増 × 水量料金 定額22円増

(1ヶ月あたり・税抜)

定率	基本料金					
	口径区分	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行 ×1.66)
13mm	390	650	260	67%	647	
20mm	390	650	260	67%	647	
25mm	1,800	3,000	1,200	67%	2,988	
40mm	5,500	9,100	3,600	65%	9,130	
50mm	8,200	13,600	5,400	66%	13,612	
75mm	20,500	34,000	13,500	66%	34,030	
100mm	35,000	58,100	23,100	66%	58,100	
125mm	52,900	87,800	34,900	66%	87,814	
150mm	73,500	122,000	48,500	66%	122,010	
200mm	104,400	173,300	68,900	66%	173,304	

(1ヶ月あたり 1m³につき・税抜)

定額	水量料金					通増度
	水量区分	現行料金	新料金	増加額	増加率	
1~10m ³	60	82	22	37%		
11~20m ³	126	148	22	17%		
21~30m ³	163	185	22	13%		
31~50m ³	192	214	22	11%		
51~ m ³	221	243	22	10%		
臨時給水	282	304	22	8%		

○平均改定率 : 26.78%

○基本料金割合 : 21.9%

○通増度 : 3.0

東浦町水道事業 25

03 料金表の確定

新料金表【案④】

基本料金 定率66%増 × 水量料金 定率19%増

(1ヶ月あたり・税抜)

定率 口径区分	基本料金				
	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行 ×1.66)
13mm	390	650	260	67%	647
20mm	390	650	260	67%	647
25mm	1,800	3,000	1,200	67%	2,988
40mm	5,500	9,100	3,600	65%	9,130
50mm	8,200	13,600	5,400	66%	13,612
75mm	20,500	34,000	13,500	66%	34,030
100mm	35,000	58,100	23,100	66%	58,100
125mm	52,900	87,800	34,900	66%	87,814
150mm	73,500	122,000	48,500	66%	122,010
200mm	104,400	173,300	68,900	66%	173,304

定率 水量区分	水量料金				
	現行料金	新料金	増加額	増加率	参考(現行 ×1.19)
1~10m³	60	71	11	18%	71.4
11~20m³	126	149	23	18%	149.9
21~30m³	163	194	31	19%	194.0
31~50m³	192	229	37	19%	228.5
51~ m³	221	263	42	19%	263.0
臨時給水	282	336	51	18%	335.6

○平均改定率 : 26.78%

○基本料金割合 : 21.8%

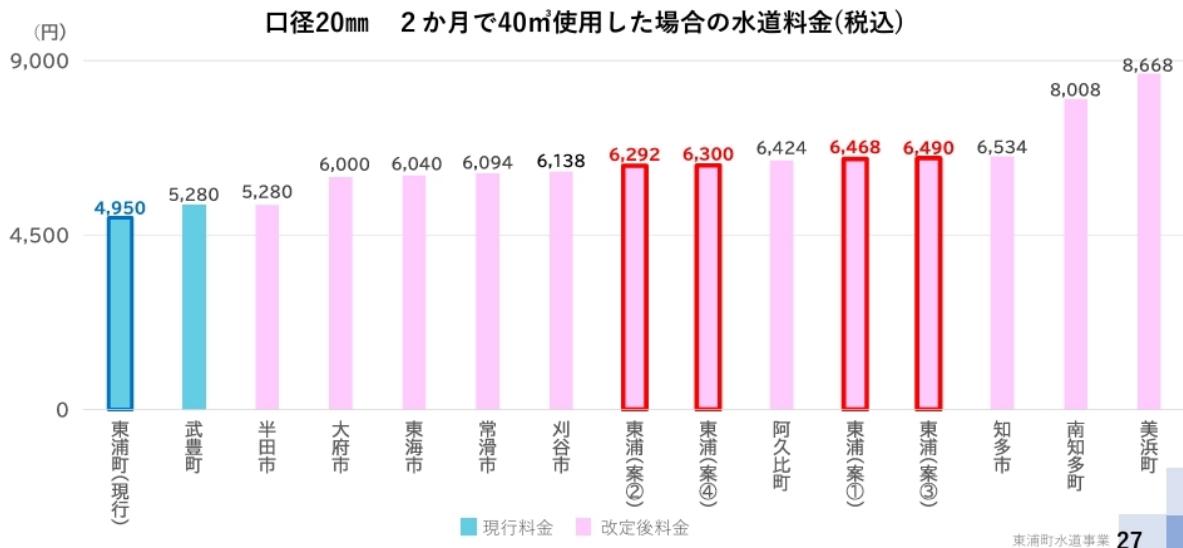
○通増度 : 3.7

東浦町水道事業 26

03 料金表の確定

周辺事業体との比較

口径20mm 2か月で40m³使用した場合の水道料金(税込)



東浦町水道事業 27

03 料金表の確定 モデル水量における影響

■世帯別のモデル水量における影響

(20mm口径・1か月・税込)

世帯人数 (モデル水 量)	現行	新料金 【案①】		新料金 【案②】		新料金 【案③】		新料金 【案④】	
		水道料 金	水道料金	増加額	水道料金	増加額	水道料金	増加額	水道料金
1人(8m ³)	957円	1,465円	+508円	1,386円	+429円	1,436円	+479円	1,333円	+376円
2人(16m ³)	1,920円	2,596円	+676円	2,503円	+583円	2,593円	+673円	2,479円	+559円
3人(20m ³)	2,475円	3,234円	+759円	3,146円	+671円	3,245円	+770円	3,150円	+660円
4人(24m ³)	3,192円	4,034円	+842円	3,977円	+785円	4,059円	+867円	3,988円	+796円
5人(28m ³)	3,909円	4,835円	+926円	4,809円	+900円	4,873円	964円	4,842円	+923円

質問順位 10 14 番議員 前田 明弘（新政クラブ）

1. がんばってみえる町内の小・中学校の先生方

昭和で換算すると 101 年の今年、まだ学校現場での教員の職業に対してはブラックと呼ばれる方々も多い。本当にそうであろうか。自分としては、将来の日本を背負っていく若者に対し、教育は未来へつなぐ希望の輪であり、また教え育てることは人間教育の根源であると考える。今後教員を目指す若者に対しては、将来の夢や希望に誇りをもって精進することを期待する。教員の職業は光り輝く虹であると思う。こんなに素晴らしい天職はありません。そこで伺う。

- (1) 町として目指す理想の教員像について見解を伺う。
- (2) 特別支援教育は、教育において非常に重要であり教育の原点と考えますが、町として重要性をどのように捉えているか見解を伺う。
- (3) 家庭での教育の大切さと学校との連携について見解を伺う。
- (4) 児童生徒と社会全体のゆとりの確保について見解を伺う。
- (5) 学校と地域の関係について、どのような課題があるのか伺う。

2. 愛知県の体力テスト全国平均を下回る

スポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）で今年度、県内の小学 5 年生、中学 2 年生の男女とも体力合計点が全国平均を下回りました。特に小学校 5 年男子は全国最下位の結果でした。

1 月 7 日付け読売新聞朝刊によると、「県教育委員会保健体育課の担当者は「昨年の点数は上回っているものの、全国平均には及んでいない。引き続き、（体力向上の）取り組みを続けていきたい」と話す。今年度から、小 4 に休み時間などを使って体力テストと同じ種目に取り組んでもらい、優秀な児童には「体力賞」を渡すなどの取り組みを始め、5 年生での体力テストに備えてもらっているという。」そこで伺う。

- (1) 令和 7 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本町の児童生徒の結果の概要について伺う。
- (2) 知多 5 市 4 町の小中学校と比較して本町の児童生徒の体力について見解を伺う。
- (3) 体力合計点・総合評価・運動意欲の本町での結果について見解を伺う。
- (4) 健康の三原則（運動、食事、休養及び睡眠）等の大切さについて伺う。
- (5) 本町として体育、保健体育の取組の今後の方向性を伺う。

【参考資料】

2025年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 愛知県の結果について

(出典：愛知県 HP <https://www.pref.aichi.jp/press-release/tairyoku2025-12-22-17-00.html>)



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

2025年12月22日（月）
愛知県教育委員会保健体育課
学校体育グループ
担当 成田、深谷
内線 4596、3973
ダイヤルイン 052-954-6825

2025年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 愛知県の結果について

スポーツ庁が、2025年4月から7月末までの期間に、小学校5年生・中学校2年生を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、愛知県の結果の概要をお知らせします。

1 調査の方式

国・公・私立学校の小学校5年生・中学校2年生の全児童生徒を対象とした全国調査（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校を含む。）。

2 調査学校数、児童生徒数（名古屋市を含む。国・私立は除く。）※（ ）は全国数

	調査学校数	調査児童生徒数
小学校	974校（18,656校）	59,363人（924,976人）
中学校	427校（10,000校）	55,581人（867,926人）

3 実技調査（新体力テスト）の結果

（1）本県の体力合計点（別紙1参照）

本県の体力合計点を全国平均と比較すると、小学校・中学校の男女ともに、下回った。

また、2024年度の本県平均と比較すると、小学校の男女・中学校の男女ともに上回った。

区分	2025年度		2024年度		
	本県平均	全国平均	本県平均	全国平均	
小学校	男	51.70	53.03	51.12	52.54
	女	52.56	53.98	52.54	53.93
中学校	男	40.61	42.06	40.00	41.69
	女	46.04	47.46	45.97	47.22

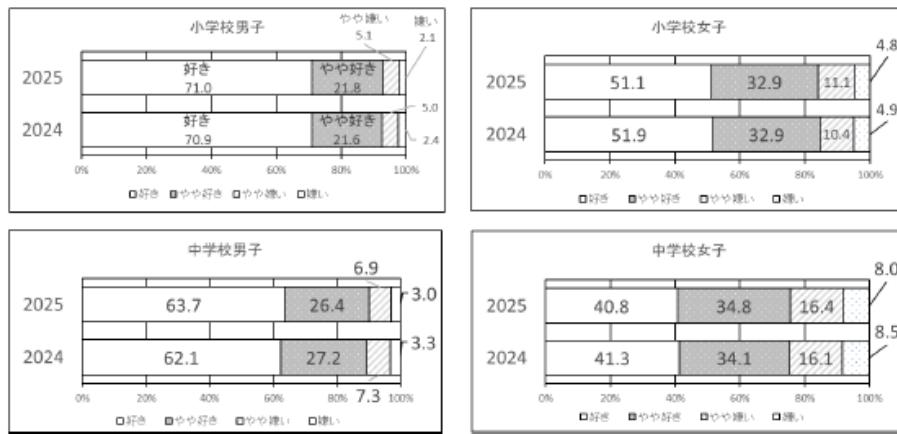
※ 体力合計点：8種目の調査種目の成績を1点から10点に得点化して総和した合計得点（80点満点）

（2）本県の種目別結果（別紙2参照）

各種目の本県平均が全国平均を上回っているのは、小学校男女の「立ち幅とび」、中学校男子の「長座体前屈」、中学校男女の「反復横跳び」の3種目である。

4 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツに対する意識

本県の小学校・中学校の男子は、運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、増加傾向にある。一方、女子は減少傾向にある。



5 1週間の総運動時間（体育・保健体育の授業以外での運動時間）

本県の1週間の総運動時間は、前年度より小学校男女、中学校女子では減少しているが、中学校男子は増加している。

1週間の総運動時間

※（ ）は全国平均

区分		2025年度	2024年度
小学校	男子	493.27分(522.93分)	528.46分(548.70分)
	女子	280.73分(315.17分)	304.92分(331.06分)
中学校	男子	691.97分(744.29分)	686.75分(736.78分)
	女子	458.17分(510.83分)	462.68分(506.72分)

6 平日1日あたりの映像の視聴時間（スクリーンタイム）

学習以外で、テレビやゲーム、スマートフォン等による映像を視聴する時間（スクリーンタイム）は、4時間以上と回答した割合が、小学校男女・中学校男女ともに全国平均と比較して多い。

また、2024度の本県と比較すると、1日あたりの映像の視聴時間を4時間以上と回答した割合は小学校の男女では減少し、中学校の男女では増加した。

区分		平日1日あたりの映像の視聴時間が4時間以上の割合 ※（ ）は全国割合	
		2025年度	2024年度
小学校	男子	28.6% (27.1%)	31.6% (29.5%)
	女子	24.3% (22.7%)	27.0% (24.9%)
中学校	男子	36.3% (29.4%)	36.1% (29.0%)
	女子	34.8% (28.5%)	34.0% (27.9%)

別紙1

2025年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における実技調査の結果(都道府県別体力合計点)
※愛知県は、名古屋市を含む。国立・私立は除く。

小学校			中学校		
都道府県	男 子	女 子	都道府県	男 子	女 子
	平均値	平均値		平均値	平均値
全国平均	53.03	53.98	全国平均	42.06	47.46
北海道	53.00	53.55	北海道	40.88	44.70
青森県	53.28	55.40	青森県	43.25	47.55
岩手県	53.48	55.30	岩手県	43.98	49.22
宮城県	52.67	53.64	宮城県	43.39	47.51
秋田県	55.31	57.00	秋田県	45.01	48.90
山形県	53.80	55.35	山形県	43.01	48.30
福島県	52.60	54.65	福島県	42.55	48.13
茨城県	54.99	56.78	茨城県	44.37	50.62
栃木県	52.55	54.37	栃木県	42.32	49.01
群馬県	53.13	54.75	群馬県	42.87	48.98
埼玉県	54.86	56.59	埼玉県	43.78	50.89
千葉県	52.92	54.16	千葉県	42.94	49.13
東京都	52.97	53.71	東京都	41.34	46.82
神奈川県	51.98	52.04	神奈川県	40.76	45.43
新潟県	54.95	56.29	新潟県	44.35	49.14
富山県	53.91	55.64	富山県	42.30	47.25
石川県	56.03	57.25	石川県	44.33	49.91
福井県	55.78	57.62	福井県	45.08	50.97
山梨県	51.92	53.21	山梨県	43.45	48.93
長野県	53.44	53.65	長野県	42.87	47.67
岐阜県	53.07	54.57	岐阜県	42.85	48.15
静岡県	52.24	53.39	静岡県	42.49	48.47
愛知県	51.70	52.56	愛知県	40.61	46.04
三重県	53.08	53.80	三重県	42.40	47.91
滋賀県	52.07	52.58	滋賀県	42.38	47.11
京都府	52.67	52.75	京都府	41.23	46.50
大阪府	52.00	52.77	大阪府	40.98	46.70
兵庫県	52.37	52.80	兵庫県	39.99	45.65
奈良県	52.77	53.90	奈良県	42.47	47.35
和歌山県	53.57	54.97	和歌山県	42.41	47.46
鳥取県	53.65	54.95	鳥取県	43.54	48.75
島根県	53.82	54.23	島根県	42.11	47.70
岡山県	53.39	54.30	岡山県	43.39	47.77
広島県	52.94	53.77	広島県	41.93	47.44
山口県	52.98	54.34	山口県	42.28	48.21
徳島県	52.22	53.39	徳島県	42.89	47.51
香川県	53.04	54.05	香川県	41.22	46.57
愛媛県	52.58	54.51	愛媛県	41.39	47.00
高知県	53.02	54.07	高知県	42.20	46.91
福岡県	53.20	53.61	福岡県	42.83	47.43
佐賀県	53.14	54.05	佐賀県	42.97	48.15
長崎県	52.63	53.26	長崎県	42.20	47.78
熊本県	53.68	54.59	熊本県	42.88	48.39
大分県	56.14	56.84	大分県	45.45	49.52
宮崎県	54.39	55.51	宮崎県	43.64	48.66
鹿児島県	52.29	53.57	鹿児島県	41.25	46.97
沖縄県	53.75	53.68	沖縄県	42.34	46.71